

答申第 628 号

平成 29 年 1 月 11 日

神奈川県労働委員会
会長 盛 誠吾 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 3 月 3 日付けで諮問された労働委員会委員による特定の措置勧告申立書及び意見書一部非公開の件（諮問第 702 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定日付け審査の実効確保の措置勧告申立書及び特定日付け意見書について、実施機関が一部を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年2月3日付けで、神奈川県労働委員会（以下「労働委員会」という。）会長に対して、特定の不当労働行為救済申立事件（以下「本件事件」という。）に係る特定日付け審査の実効確保の措置勧告申立書（以下「本件措置勧告申立書」という。）及び本件措置勧告申立書に係る特定日付け意見書（以下「本件意見書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、労働委員会は、平成28年2月17日付けで、本件措置勧告申立書の「求める実効確保の内容」欄及び「実効確保を求める理由」欄並びに本件意見書の「意見の理由」欄には、当委員会における内部的な審議、検討又は審議に関する情報が記載されており、公開することにより、委員会内部での率直な意見の交換が妨げられるとともに、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後の本件事件の審査手続きに重大な支障が生じるため条例第5条第3号に該当するとして、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成28年2月19日付けで、労働委員会に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書、非公開等理由説明書に対する意見書、条例第20条に基づく意見書及び当審査会での口頭意見陳述に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第3号該当の点について

ア 実施機関は、条例第5条第3号に該当することを理由に、本件処分を

行っているが、本件措置勧告申立書及び本件意見書は、裁判の訴状と答弁書に当たるといえる。勧告書作成に係る事務処理は終了しているのであるから、条例第5条第3号に該当せず、公開すべきである。

イ 本件処分にに基づき一部公開された本件措置勧告申立書及び本件意見書は、ほとんど非公開に近く、どの部分が条例第5条第3号に該当するのかわからないのであり、理由付記としては違法である。

(2) その他

本件措置勧告申立書の弁護士職印は、条例第5条第2号に該当し、非公開とすべきである。

4 実施機関（労働委員会事務局審査調整課）の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書、条例第19条第3項に基づく意見書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査の実効確保の措置勧告について

審査の実効確保の措置勧告は、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第40条に基づく手続であり、審査進行の実効性確保や紛争・被害の拡大防止、不当労働行為自体の禁止等を目的としており、これらの目的を実現するために審査の実効確保の措置勧告を実施するか否か、実施するとすればどのような内容にするかは、不当労働行為事件の審査手続きに現れたすべての資料や労使を取り巻く状況をもとに、当該事件における不当労働行為の成否を巡って争う当事者間において正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るという見地から、労使関係について専門的な知識経験を持つ労働委員会が裁量的に判断するものである。

(2) 本件措置勧告申立書及び本件意見書について

本件措置勧告申立書は、本件事件の審査期間中に、本件事件の当事者である特定組合から審査の実効確保の措置勧告を求めるために提出された申立書であり、また本件意見書は、使用者である被申立人から提出されたものである。

(3) 条例第5条第3号該当性について

審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審査と密接不可分の関係にある。全体として、審査はいまだ終了としていない。労使の対立が激化する中で、本件事件全体の解決を見据えたときに、本件事件に関わる情報が拡散することで、審議環境が悪化し、それによって労働委員会委員の心証に悪影響を与えるおそれを配慮して、労働委員会は、本件措置勧告申立書の「求める実効確保の内容」欄及び「実効確保を求める理由」欄並びに本件意見書の「意見の理由」欄を非公開とした。また、公益委員会議及び総会は非公開であることから、委員の意思決定の中立性を担保するためにも、労働委員会は、本件措置勧告申立書の「求める実効確保の内容」欄及び「実効確保を求める理由」欄並びに本件意見書の「意見の理由」欄を非公開とすべきであると考えた。審議環境の悪化とは、具体的には、事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性、また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかる可能性であり、実効確保の措置勧告手続に続く不当労働行為事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、審査の実効確保の措置勧告を実施することが決定された後であっても、公開することにより、将来予定されている本件事件自体を議題とする公益委員会議における委員の率直な意見交換やその意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、条例第5条第3号に該当する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

労働委員会の主な業務とは、命令を発出する、和解を締結するなど事件を解決することによって労使関係の健全化を実現することである。この過程で提出される書面や証拠は労使間の事情を赤裸々に述べたものが多い。

具体的には、当該労働者の給与の額を示したもの、労使間での発言の議事録、勤務態度を調査した調査票、従業員への懲戒に関する書面、労使間だけで締結された協定、使用者が法違反を行ったことを間接的に認める書面などである。これらが第三者に公開されるということになれば、当事者は安心して主張、立証活動を行うことができない。

当事者が安心して十分な、主張、立証活動を尽くすことができないことにより、労働委員会は土台にある労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと、命令発出、和解を進めなければならないこととなるから、労使関係の健全化を十分に実現することができないこととなる。

また、当事者間で和解を模索している中で、当事者の主張内容が、公のものとなった場合、その内容が社会的な関心を集めるような事態が起こる可能性がある。このような状態に陥った場合、当事者は容易に歩み寄ることが困難となり、和解が成立しなくなってしまう。

当事者が、労使関係の健全化、和解の道を自ら閉ざすことは、単に利益の放棄にあたるだけであるが、労使の健全化を目指す労働委員会が、それを行うことは、そもそもの設置目的に反し、労使双方からの信頼を失わせ、可能性が高い。その結果、労働委員会が労使紛争を解決するための機関としての役割を果たせなくなることから、条例第5条第4号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は異議申立人からの意見及び実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。また、条例第20条に基づき異議申立人から、条例第19条第3項に基づき実施機関から、意見書が提出された。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件措置勧告申立書及び本件意見書について

本件措置勧告申立書は、本件事件の審査期間中に、本件事件の当事者である特定組合から提出された申立書であり、また本件意見書は、使用者である被申立人から提出されたものである。

(3) 条例第5条第3号該当性について

ア 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関

する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 審査の実効確保の措置勧告と不当労働行為事件の関係性について

労委規則施行通達には、現在の労委規則第40条について、「第一につきすべき手段が審査の迅速化にあるということはいうまでもないのであるが、さらに同条によって、審理手続の一部として、審査中であっても労働委員会が当事者に対し、場合に応じて適宜、必要な措置をとることを勧告できることとし、この面からも制度の実効を確保しようとしたものである。」と記載されており、審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審理手続の一部として、密接不可分の関係にあると認められる。

ウ 本件措置勧告申立書及び本件意見書についてみると、いまだ審査期間中である本件事件の一環として行われた審査の実効確保の措置勧告に係るものである。

本件措置勧告申立書及び本件意見書を公開することで、本件事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、労働委員会委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性がある。また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかった場合には、審査の実効確保の措置勧告手続に続く本件事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが認められる。

よって、条例第5条第3号に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ そこで、本件措置勧告申立書及び本件意見書の条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

エ 本件措置勧告申立書及び本件意見書は、当事者がした主張、立証活動が記載された文書であり、労働委員会の側から公開して第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後継続的な労働委員会の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) 本件措置勧告申立書記載の弁護士職印について

異議申立人は本件措置勧告申立書記載の弁護士職印は条例第5条第2号に該当し、非公開とすべきであると主張する。

しかし、情報公開運営審議会報告（平成19年3月）のとおり、本県では、法人の代表者の印影は、本来、外部に対して使用することが予定されていること、印影は公開された文書の真偽の確認に役立つこと及び印影の公開と印章の偽造は直接的な関係にないことから、印影を公開しても、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは認められないとして公開の取扱いをしており、個人事業主としての印影も同様に考えられ、実施機関が本件措置勧告申立書記載の弁護士職印を公開としたことに誤りはない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------------------|---|
| 平成 28 年 3 月 7 日 | ○ 諮問受理 |
| 3 月 16 日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 4 月 13 日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 4 月 21 日 | ○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 4 月 27 日 | ○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理 |
| 8 月 25 日 (第 163 回部会) | ○ 審議 |
| 8 月 29 日 | ○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する補充意見書を受理 |
| 9 月 5 日 | ○ 異議申立人から条例第 20 条に基づく意見書を受理 |
| 9 月 12 日 | ○ 指名委員により異議申立人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 9 月 23 日 (第 164 回部会) | ○ 審議 |
| 10 月 3 日 | ○ 実施機関に条例第 19 条第 3 項に基づき意見の提出を要求 |
| 10 月 11 日 | ○ 実施機関から条例第 19 条第 3 項に基づく意見書を受理 |
| 10 月 21 日 (第 165 回部会) | ○ 審議 |
| 11 月 18 日 (第 166 回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|---------------------------|------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院准教授 | 部 会 員 |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員 |
| 入 江 直 子 | 元 神 奈 川 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 柿 崎 環 | 明 治 大 学 教 授 | |
| 交 告 尚 史 | 東 京 大 学 大 学 院 教 授 | 会 長 職 務 代 理 者 |
| 遠 矢 登 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 西 谷 剛 | 元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授 | 会 長 (部会長を兼ねる) |

(平成 29 年 1 月 11 日現在) (五十音順)